

## サツマイモ種苗の生産・流通等実態調査に係る業務委託仕様書

※本仕様書は、当該業務委託の企画提案募集にあたり、業務の大綱として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、受託者決定後、協議の上、千葉県（以下「県」という。）が作成する。

### 1 業務名

サツマイモ種苗の生産・流通等実態調査に係る業務委託

### 2 契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）

### 3 目的

千葉県のサツマイモは全国第3位の産出額を誇り、品質・美味しさが評価されている。一方、サツマイモ産地にとって脅威となるのが、サツマイモ基腐病である。本病は、保菌した「種いも」や「苗」から伝染し、菌は土にも残るため、産地に著しい被害をもたらす恐れがある。

サツマイモ栽培は、農業者のみならず、家庭菜園や市民農園、学童農園や収穫体験施設などでも幅広く栽培されている。最も重要な防除対策は、本病に感染した種苗を畑に持ち込まないことであり、健全な種苗の確保が求められるが、流通しているサツマイモ種苗の多くが、どこでどのように生産されたものか、販売時の表示などがないため、わからない状況である。また、インターネットで種苗が販売されるなど、種苗の流通が多様化している状況にある。

そこで、県内で栽培に使用されるサツマイモ種苗の生産・流通等の実態を把握し、予防対策やリスクの高い対象への啓発、サツマイモ基腐病発生時における追跡性向上等、今後のサツマイモ基腐病対策の一助とすることを目的に、本調査を実施する。

### 4 業務の内容

#### （1）サツマイモ種苗の生産・流通に係る事業者の情報収集、データベース化

本調査の目的を踏まえ、千葉県内にサツマイモ（主に青果用）種苗を供給（生産・卸売り・小売り）する種苗の生産・流通関連事業者を本調査の対象とし、調査に必要な情報（事業者名、所在地、事業内容等）を収集し、流通段階別（種苗会社〈生産・卸売り・小売り等の事業内容別〉、ホームセンター等の小売店、農業者・農業団体など）に分類した調査の母集団名簿を作成し、データベース化すること。なお、県内に所在する事業者のほか、全国規模で苗を供給する事業者も対象とすること。

#### （2）アンケートの設計・実施

##### ア 調査対象

千葉県内にサツマイモ（主に青果用）種苗を供給（生産・卸売り・小売り）する  
サツマイモ種苗生産・流通関連事業者

（（1）にて情報収集・整理した事業者を含む）

##### イ 調査方法

調査対象の特性に応じた回答率が高まる調査方法とし、アンケート調査の実施に係る具体的な方法や回収率を高めるための創意工夫の内容を企画提案すること。

#### ウ 調査内容

以下の調査内容は例示であり、調査目的が達成しうる結果が得られるよう、企画提案すること。

①回答者の属性（業種、事業内容、連絡先、担当部署）

②取り扱うサツマイモ種苗の品種名

主に青果用品種（ベニアズマ、高系14号、べにはるか、シルクスイート、あまはづき等）

【参考】農林水産省 かんしょをめぐる状況について

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/imo/attach/pdf/siryou-17.pdf>

③サツマイモ種苗の生産状況（生産している場合（自社・委託））

生産ほ場の所在、生産量、出荷先（品種別）

③-2 ③の出荷先の設問の回答に「千葉県」が含まれている場合

出荷時の出荷形態、出荷時の検査状況、出荷時の表示事項、今後の出荷見込みなど

④サツマイモ種苗の販売状況（販売している場合）

仕入れ先、販売先、販売量（品種別）

④-2 ④の設問「販売先」の回答に「千葉県」が含まれる場合

仕入れ時の確認状況、販売時の形状、今後の販売意向 など

⑤その他

生産・流通における課題、ヒアリング調査への協力の可否 など

#### エ 調査票及び質問項目

応募者が考える調査票及び質問項目の内容について、調査のねらいやとりまとめのイメージとともに企画提案すること。

なお、調査票及び質問項目については、契約締結後、県と協議の上で決定するものとする。

#### オ アンケート結果の集計

回答内容について、記入内容の点検や、自由記述のデータ入力等を行い、データベース化すること。また、流通段階別（種苗会社〈生産・卸売り・小売り等の事業内容別〉、ホームセンターの小売店、農業者・農業団体など）に分類して集計を行い、整理すること。

#### カ その他

調査に当たっての準備及び調査の実施に伴い生ずる業務<sup>※</sup>や回答結果の集計等は、適宜県に確認の上、受託者が行うこととすること。

※アンケート調査に伴う調査対象者からの問合せ等は、原則受託者が対応すること。

### （３）ヒアリング調査の実施

アンケート調査に加え、より具体的なヒアリング調査を実施すること。

### （４）調査結果の分析及び報告書の作成

## ア 流通フロー図の作成

サツマイモ種苗の流通フロー図を作成すること。

【参考】(株) サカタのタネホームページ「種苗会社とその成果物の流れ」

<https://corporate.sakataseed.co.jp/about-us/seed-business/seed-company.html>)

## イ 集計・分析

千葉県内にサツマイモ種苗を供給（生産・卸売り・小売り）するサツマイモ種苗生産・流通関連事業者からの回答については、詳細な調査結果も含めて、わかりやすく整理するとともに、調査結果をもとに本県のサツマイモ種苗流通における課題を分析すること。

## ウ 報告書の作成

調査結果を取りまとめた報告書を作成し、電子ファイル及び紙媒体で提出すること。

（ア）中間報告書 令和8年12月下旬（提出期限については協議の上、県が指定する。）

[中間報告書に含める内容]

・（１）にて情報収集、データベース化した名簿

（イ）最終報告書 令和9年2月26日（金）

## 5 運営及び管理

### （１）業務の実施

本業の実施に当たっては、県と必要な協議及び打合せを行うとともに、受託者は県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、県が求める事項については柔軟に対応するものとし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

### （２）業務実施体制

本業務を円滑に実施するため、受託者は本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。なお、責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

### （３）事故及びクレーム等の対応

本業務中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県へ報告すること。

### （４）経費

本業務の実施に要する一切の費用は委託料に含むこと。

### （５）関係法令の遵守

本業務に関するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

## 6 秘密の保持

本業務の処理で知り得た情報を他人に漏らしてはならない。本業務の委託期間終了後も同様とする。

また、個人情報の取扱いに関しては、千葉県個人情報保護条例（令和5年千葉県条例第1号）を遵守すること。

## 7 データの保護・管理

受注者は、この契約による事務を処理するためのデータ保護・管理については、千葉県情報セキュリティ対策基準を遵守するとともに、別記「データ保護及び管理に関する特記仕様書」を守らなければならない。

## 8 その他

### （1）業務計画書の作成

受託者は、契約締結後7日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、提出すること。業務計画書には、業務概要、実施方針、実施工程、組織計画、打合せ計画、成果品、個人情報・行政情報流出防止等について記載するものとする。

### （2）打合せ等

業務を円滑に実施するために、業務責任者は県と常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打ちあわせ記録簿を作成し、相互に確認する。

### （3）成果物の提出

受託者は、業務等が完了したときは、成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。成果物は電子データにより提出するものとし、紙による提出については、県と協議の上、仕様や数量を決定する。

### （4）個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

### （5）談合等及び暴力団排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「（談合等及び暴力団排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約事項）」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約条項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

### （6）業務の再委託

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

**(7) 仕様変更**

やむを得ない事情等により、本使用書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と協議の上、決定する。

**(8) 記載外変更**

本県に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。

**(9) その他**

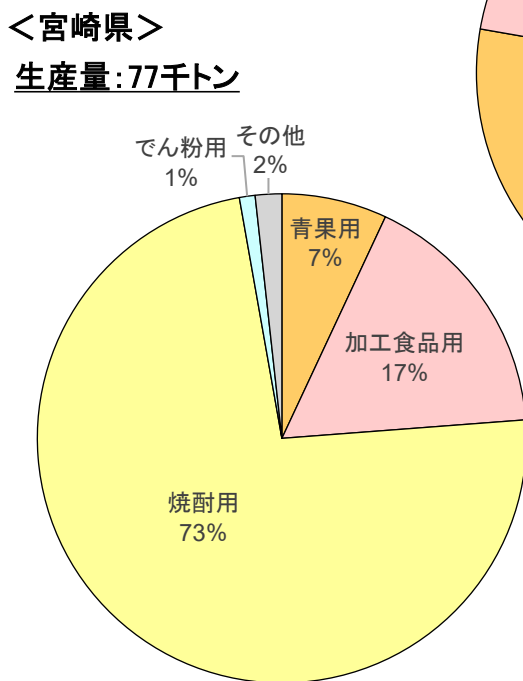
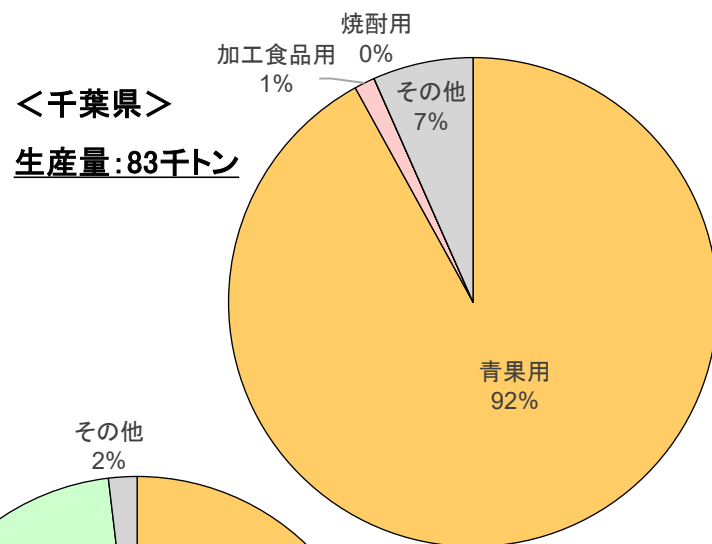
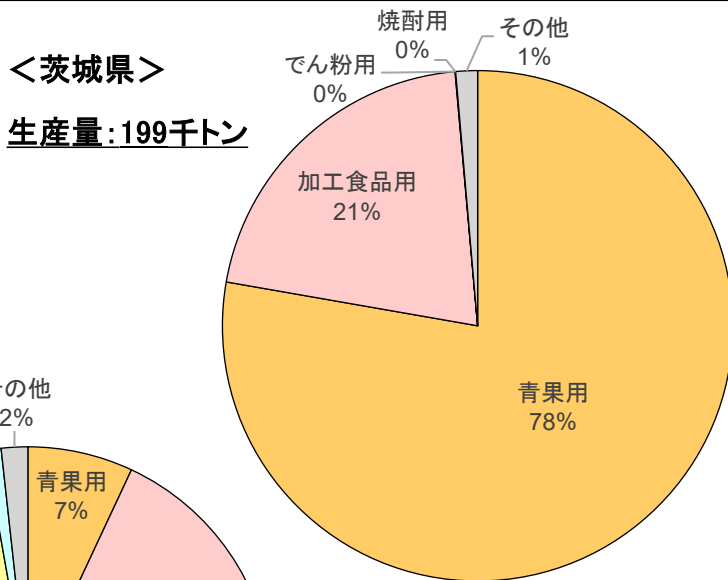
本仕様書は業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細について、プロポーザル方式による受託候補者選定後、企画提案のあった内容に基づき内容を変更する場合がある。

# かんしょをめぐる状況について

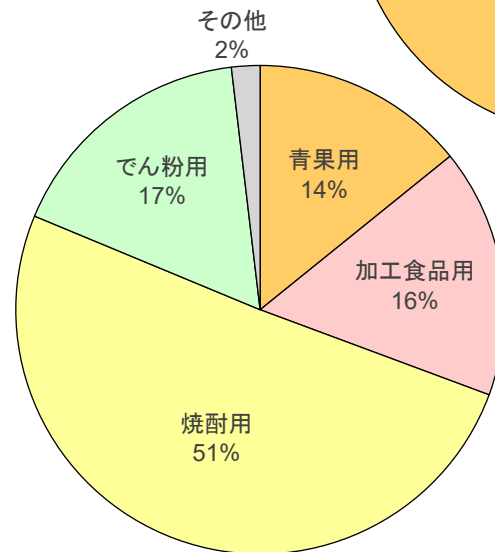
令和8年3月  
**農林水産省**  
農産局地域作物課

## 6 主産県における用途別生産状況

- 主産4県(茨城県、千葉県、宮崎県、鹿児島県)の用途別生産状況には、それぞれ特徴があり、
- ・ 茨城県は青果用が多いものの、比較的、加工食品用も多く、干しいもや大学いも等に仕向けられている。
  - ・ 千葉県は青果用が中心となっている(多くの県はこのタイプに当てはまる)。
  - ・ 宮崎県及び鹿児島県は多様な用途に生産があるが、特に、宮崎県は焼酎用が約7割を占め、また、鹿児島県は焼酎用が約6割、でん粉原料用が約2割となっている。



**<鹿児島県>**  
**生産量:218千トン**



資料:地域作物課調べ(R6概数値)

## 8 主要なかんしょ品種の普及状況

- 青果用品種としては、これまでホクホク系の品種である「ベニアズマ」は関東を中心に、「高系14号」が関西及び南九州地域を中心に作付けされていたが、近年、甘みが強くねっとり系の品種である「べにはるか」や「シルクスweet」などの作付けが拡大。
- 加工用品種としては、芋けんぴ等に利用される「コガネセンガン」の比率が高い。また、「べにはるか」を使用した干しいもは黄金色に仕上がり、外観が良いことから干しいも用としても利用。一方、和菓子などに使用されるホクホク系の「ベニアズマ」等は、作付面積が減少し、加工業者が原料を入手しにくくなっていることから、需要に応じた生産が求められている。
- 「コガネセンガン」は主に焼酎用に使用され、また、でん粉原料用にも使用されているが、主産地の鹿児島県で発生しているサツマイモ基腐病に感受性があることから、病害発生ほ場への作付けは慎重になる必要があるとともに、苗の管理が重要となっている。
- でん粉原料用品種は、「シロユタカ」に加え、単収が高く、かつ、サツマイモ基腐病にも抵抗性がある「こないしん」の比率が高くなっている。

【主要品種の作付面積シェアの推移】

単位：％

| 区 分      | 平2   | 12   | 22   | 27   | 28   | 29   | 30   | 令元   | 令2   | 令3   | 令4   | 令5(概算) | 主な用途       |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--------|------------|
| ベニアズマ    | 18.1 | 32.0 | 24.4 | 10.2 | 18.9 | 15.7 | 14.8 | 13.0 | 12.3 | 9.9  | 9.2  | 6.9    | 青果用        |
| 高系14号    | 27.0 | 21.8 | 11.1 | 10.0 | 12.2 | 11.8 | 11.5 | 10.5 | 10.0 | 9.3  | 8.2  | 7.6    | 〃          |
| べにはるか    |      |      |      | 10.6 | 10.1 | 13.1 | 14.3 | 15.4 | 18.2 | 21.1 | 21.9 | 24.7   | 青果・干し芋用    |
| シルクスweet |      |      |      |      |      |      | 0.5  | 4.7  | 6.2  | 8.2  | 7.4  | 9.7    | 青果用        |
| 紅赤(金時)   | 5.8  | 4.5  | 1.1  | 0.4  | 0.3  | 0.1  | 0.1  | 0.1  | 0.1  |      |      |        | 〃          |
| タマユタカ    | 2.6  | 3.4  | 2.3  | 0.2  | 0.5  | 0.7  | 0.7  | 0.5  | 0.4  | 0.3  | 0.2  | 0.1    | 干し芋用       |
| コガネセンガン  | 19.7 | 12.8 | 20.9 | 20.3 | 21.0 | 22.2 | 22.4 | 22.1 | 21.5 | 21.3 | 20.5 | 20.2   | 加工・焼酎・でん粉用 |
| ちゅら恋紅    |      |      |      | 0.4  | 0.6  | 0.6  | 0.6  | 0.6  | 0.5  | 0.7  | 0.5  | 0.3    | 〃          |
| こないしん    |      |      |      |      |      |      |      |      | 0.2  | 3.5  | 5.1  | 5.1    | でん粉用       |
| シロユタカ    | 7.6  | 9.5  | 11.4 | 7.7  | 10.3 | 9.8  | 10.1 | 9.4  | 9.2  | 6.5  | 4.9  | 3.9    | 〃          |
| シロサツマ    | 4.1  | 3.5  | 1.3  | 0.7  | 0.8  | 0.9  | 1.1  | 1.1  | 1.2  | 1.2  | 0.8  | 0.6    | 〃          |

資料：地域作物課調べ

注：高系14号にはベニサツマ・土佐紅・紅高系・鳴門金時・宮崎紅を含む。



## 9 優良品種の育成状況

- 青果用としては、サツマイモ基腐病に強くホクホク系の良食味「べにひなた」、収穫直後から甘く早期出荷が可能な「あまはづき」、冷涼地でも収量がとれる「ゆきこまち」等
- 加工食品用としては、干しいも用でカロチンを含むため淡いオレンジ色で透明感のある仕上がりとなる「ほしあかね」、サツマイモ基腐病に強く、鮮やかな赤紫色で揚げ菓子等に適する「さくらほのか」等
- 焼酎用・でん粉原料用としては、酒質がコガネセンガンの焼酎に類似し、でん粉収量も高く、サツマイモ基腐病に強く多収の「みちしずく」、「コガネタイガン」等
- でん粉原料用としては、サツマイモ基腐病に強く多収の「こないしん」、耐老化性に優れたでん粉特性及び低温糊化性を有する「こなみらい」等

### 【新品種の育成状況】

| 主な用途     | 品種名     | 育成年次 | 品 種 特 性                                                               |
|----------|---------|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 青果用      | あまはづき   | R3   | 収穫直後から糖度が高く、8月収穫しても貯蔵せずにねっとり甘い焼き芋になる。                                 |
|          | ゆきこまち   | R3   | さらさらした雪のような口溶けで上品な食感。やや粉質で繊維や黒変が少ない。                                  |
|          | べにひなた   | R5   | ホクホクとした肉質でやさしい甘さがあり、外観品質に優れる。多収でサツマイモ基腐病抵抗性に優れる。                      |
| 加工用      | あかねみのり  | R2   | チップ加工適性が高く、カロテンを含む。蒸切干加工適性も高い。                                        |
|          | ほしあかね   | R2   | いもの肉色が橙色を帯び、調理後黒変が少ない。蒸切干の食味が優れる。                                     |
|          | さくらほのか  | R7   | 鮮やかな赤紫色の肉色を持ち、揚げ菓子やダイスカットした菓子素材への利用に適する。多収でサツマイモ基腐病抵抗性に優れる。           |
| 焼酎用      | はなあかね   | R6   | 醸造時のアルコール収量が高い。フルーティーで華やかな香りの焼酎になる。                                   |
| 焼酎用・でん粉用 | みちしずく   | R3   | 焼酎醸造適性に優れ酒質はコガネセンガンの焼酎に類似。しょ梗の強さが弱く、でん粉収量が多い。サツマイモ基腐病抵抗性に優れる。         |
|          | コガネタイガン | R7   | 焼酎醸造適性に優れ酒質はコガネセンガンの焼酎に類似。でん粉の特性が従来のでん粉原料用品種とほぼ同等。多収でサツマイモ基腐病抵抗性に優れる。 |
| でん粉用     | こないしん   | H30  | でん粉の白度が高い。多収でサツマイモ基腐病抵抗性に優れる。                                         |
|          | こなみらい   | R6   | 耐老化性に優れたでん粉特性及び低温糊化性を有する。多収でサツマイモ基腐病抵抗性に優れる。                          |

# (参考1)かんしょとは

- かんしょは、ヒルガオ科サツマイモ属に属する作物であり、学名は「イポメア・バタータス」(*Ipomoea batatas*)。
- 温暖な気候で水はけが良い土壌を好み、土壌の窒素が多すぎると葉やつるばかりが育ち(つるぼけ)、いもが十分に育たない。
- 生食用(青果用)、加工食品用、アルコール(焼酎)用、でん粉原料用などの使用用途に合わせて、最適な品種が栽培されている。

## 【生食用(青果用)】

- ・ベにはるか
- ・ベニアズマ
- ・高系14号



ベにはるか



ベニアズマ



高系14号

## 【加工食品用】

- ・コガネセンガン(芋けんぴ)
- ・タムユタカ(干しいも)



コガネセンガン



たまゆたか

## 【アルコール(焼酎)用】

- ・コガネセンガン
- ・コガネマサリ
- ・みちしずく
- ・コガネタイガン



コガネマサリ



みちしずく



コガネタイガン

## 【でん粉原料用】

- ・シロユタカ
- ・こないしん
- ・みちしずく
- ・コガネタイガン



こないしん

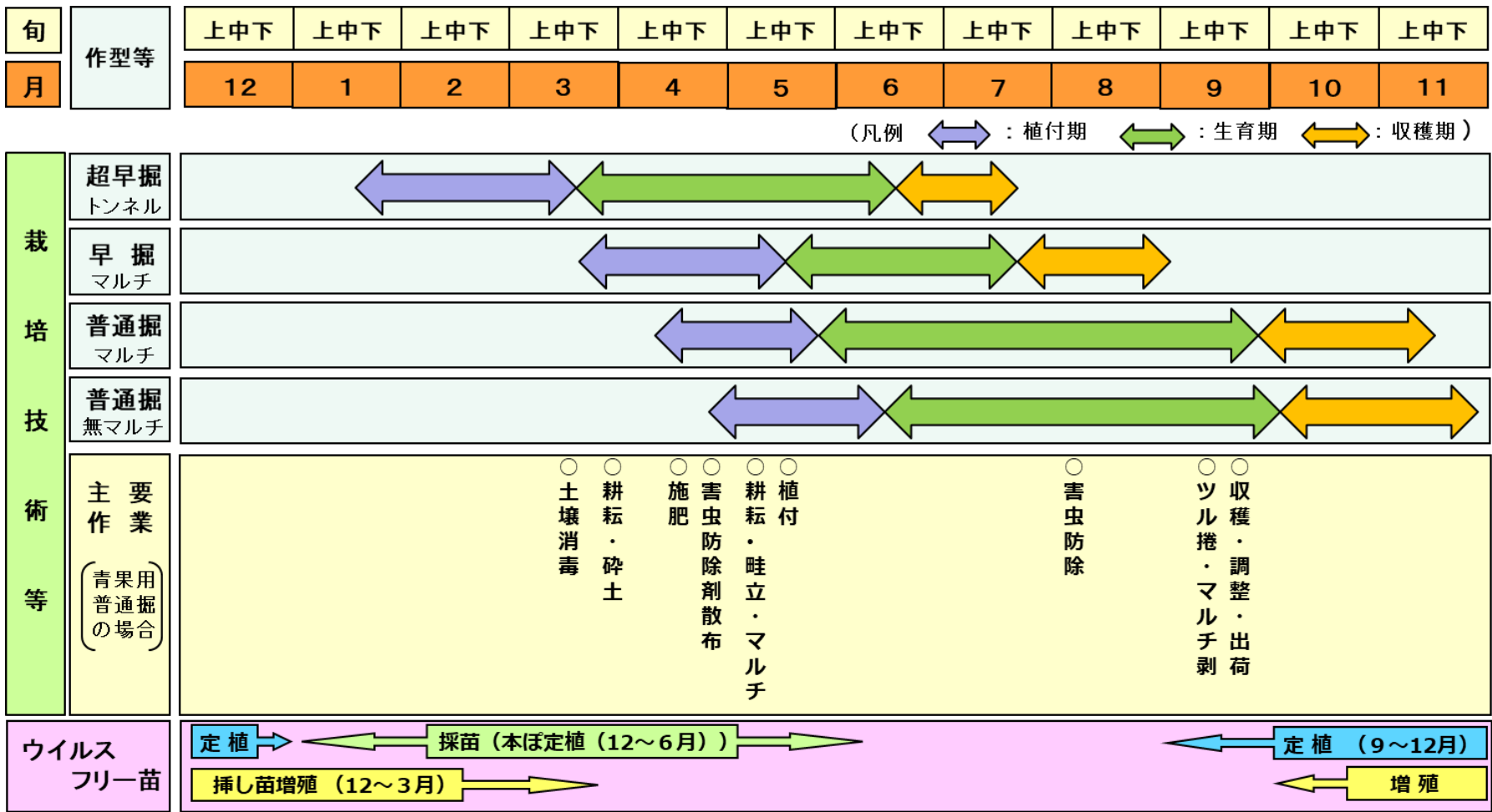


かんしょほ場

# (参考2) かんしょの栽培暦

- かんしょは一般的に4～5月に植付し、10月～11月に収穫。出荷時期を早めるため、6月ごろに収穫する「超早堀」栽培や、8月ごろに収穫する「早堀」栽培も行われている。
  - 近年は、収穫時のキュアリング処理を適切に行うことで、普通堀のかんしょを周年出荷している産地が増加。
- ※キュアリング処理:かんしょを温度30～33℃、湿度90～95%の環境に4日間程度置くと、かんしょの傷口にコルク層が形成され、傷口からの腐敗菌の侵入を防ぐとともに水分蒸散を抑えて長く貯蔵することができる。

## かんしょの作型別生育ステージ





サカタのタネトップ > サカタのタネについて > よくわかる種苗業 > **種苗会社の役割**

## 種苗会社の役割

種苗（しゅびょう）会社と聞いて、何を思い浮かべるでしょうか。「花や野菜を作っている会社？」いいえ、正確にお答えすると「花や野菜の新しい品種を研究開発し、それらのタネや苗を生産・販売する会社」です。ここでは「種苗会社」をもっと知っていただくために、種苗会社にまつわる話をご紹介します。

## 種苗と種苗業について

### 「種苗」とは

「種苗」とは「しゅびょう」と読み、「植物の増殖・生産」に必要となる「タネ・苗・球根」などを総称する言葉です。

### 「種苗業」とは

「種苗業」とは「花や野菜の新しい品種を研究開発し、それらの高品質な種苗を生産・販売する」専門業のことです。

種苗業は古くは江戸時代のころ、優れたタネを育てた農家が、副業として周囲の農家へタネを販売したことが始まりと言われています。明治時代以降、農業の近代化とともに高品質な種苗が大量に必要となり、「種苗業」として専門化していきました。

# 「種苗会社（種苗メーカー）」とは

「花や野菜の新しい品種を研究開発し、高品質な種苗を生産・販売している」会社のことです。農業や造園業などに従事するプロ向けにも、また、ガーデニングや家庭菜園を楽しむ園芸愛好家などにも、種苗を販売しています。

タネは「花や野菜を育てた後に自身でタネを採り、それを次年度の栽培に利用している」と思われがちですが、農家などの生産者や園芸愛好家は種苗会社からタネを購入しています。その主な理由は次の通りです。

- 植物からタネを採るには長期間の栽培となり、畑を占用してしまい、畑を効率的に活用できない。
- 自身でタネを採るには手間がかかるほか、採れなかったときのリスクもある。
- 採ったタネを翌年に使うために精選、加工、貯蔵などの手間がかかる。

つまり、種苗会社からタネから入手することで、手間をかけずに高品質のタネを確実に入手することができるのです。種苗会社では、プロの方にも、園芸愛好家の皆さまにも安心してご利用いただけるよう、発芽率がよく、一斉に発芽し、発芽時の病気にかからないような、均一で健康なタネである高品質種子を販売しています。苗についても、タネから苗を育てる時間や手間をかけずに、丈夫で均一な苗を入手できるよう、種苗会社では高品質な苗を生産・販売しています。

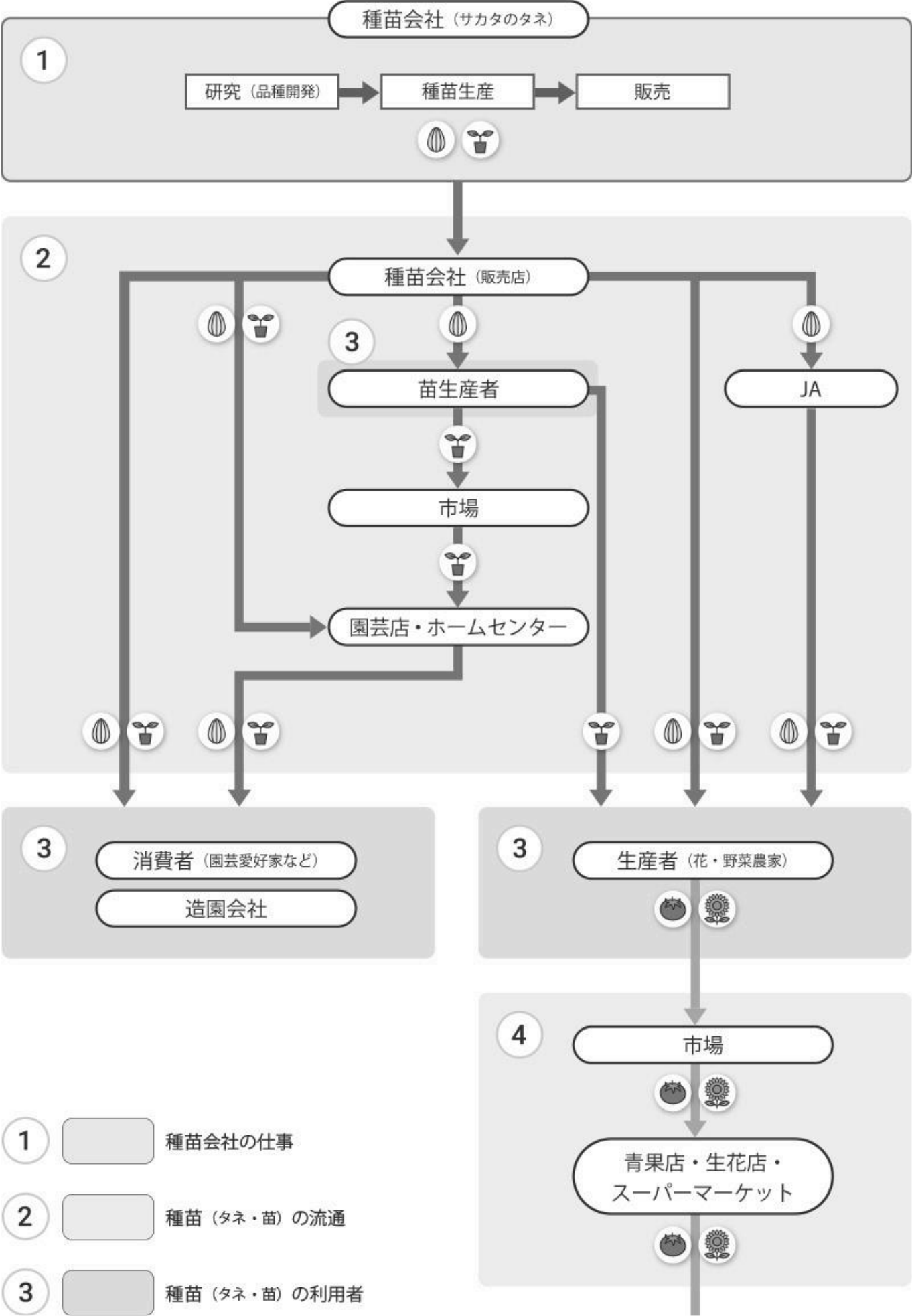
## 種苗会社とその成果物の流れ

種苗会社が研究開発し、生産した種苗がどこでどのように形を変えて私たちの元に届いているか、その流れを表したものが下記の図になります。種苗会社が販売した種苗は、タネのまま私たちに届いて栽培に利用したり、苗生産者が野菜苗や花苗へと育てて私たちに届いたり、野菜や花の生産者が栽培して青果や生花を生産し、市場を通じて、青果店、生花店に並ぶなど、いろいろな商流があることがわかります。

種苗（タネ・苗）の流れ



青果・生花（野菜・切り花・鉢花）の流れ





※ここでは種苗の主な流通経路と青果・生花の主な流通経路を示しています。  
私たちが毎日食べている野菜や観賞している花も、公園に植えられている草花も、学校で学習時に育てた草花も、その元をたどれば種苗会社が販売する種苗が成長したものです。種苗会社は私たちの生活に密着し、暮らしや社会を支えている、とても身近な存在なのです。

暮らしのそばにあるサカタのタネを知りたい方は「こんなところにサカタのタネ」をご覧ください。

こんなところにサカタのタネ

## よくわかる種苗業

種苗会社  
の役割

品種とは

# 別記 データ保護及び管理に関する特記仕様書

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1 目的.....                     | 2  |
| 第2 適用範囲.....                   | 2  |
| 第3 対象とする脅威.....                | 2  |
| 第4 本契約を履行する者が遵守すべき事項.....      | 3  |
| 4.1 業務開始前の遵守事項.....            | 3  |
| 4.2 業務実施中における遵守事項.....         | 6  |
| 4.3 業務完了時の遵守事項.....            | 8  |
| 4.4 記憶装置の修理及び廃棄等におけるデータ消去..... | 8  |
| 第5 情報システムの情報セキュリティ要件.....      | 11 |
| 5.1 侵害対策.....                  | 11 |
| 5.2 不正監視・追跡.....               | 12 |
| 5.3 アクセス・利用制限.....             | 13 |
| 5.4 機密性・完全性の確保.....            | 14 |
| 5.5 情報窃取・侵入対策.....             | 14 |
| 5.6 障害対策（事業継続対応）.....          | 14 |
| 5.7 サプライチェーン・リスク対策.....        | 15 |
| 5.8 利用者保護.....                 | 15 |



## 第1 目的

本契約において取り扱う各種データについて、適正なデータ保護・管理方策及び情報システムのセキュリティ方策について明確にすることを目的とする。

## 第2 適用範囲

本契約を履行するに当たり、出版、報道等により公にされている情報を除き、千葉県（以下「発注者」という。）が交付若しくは使用を許可し、又は契約の相手方（以下「受注者」という。）が作成若しくは出力したものであって用紙に出力されたものを含む全ての情報（以下「電子データ等」という。）を対象とする。

## 第3 対象とする脅威

本書において対象とする脅威は、次に掲げる情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合とする。

- （1）不正プログラムへの感染（受注者におけるものを含む。）
- （2）サービス不能攻撃によるシステムの停止（受注者におけるものを含む。）
- （3）情報システムへの不正アクセス（受注者におけるものを含む。）
- （4）書面又は外部記録媒体の盗難又は紛失（受注者におけるものを含む。）
- （5）機密情報の漏えい・改ざん（受注者におけるものを含む。）
- （6）異常処理等、予期せぬ長時間のシステム停止（受注者におけるものを含む。）
- （7）発注者が受注者に提供した又は受注者にアクセスを認めた発注者の電子データ等の目的外利用又は漏えい
- （8）アクセスを許可していない発注者の電子データ等への受注者によるアクセス
- （9）意図しない不正な変更等（受注者におけるものを含む。）

## 第4 本契約を履行する者が遵守すべき事項

受注者は、本契約の履行に関して、以下の項目を遵守すること。

### 4.1 業務開始前の遵守事項

受注者は、以下の（１）から（６）までの各項目に定める事項及び契約内容を一部再委託する場合は（７）に定める事項を取りまとめた「データ管理計画書」を作成し、業務開始前までに発注者の承認を得ること。

なお、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）による個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取扱う業務の場合は、他の電子データ等と明確に区分して管理することとし、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づく安全管理措置について、「データ管理計画書」の各事項へ、追加で記載すること。

#### （１）データ取扱者等の指定

受注者は、電子データ等を取り扱う者（以下「データ取扱者」という。）及び、データ取扱者を統括する者（以下「データ取扱責任者」という。）を指定し、その所属、役職及び氏名等を記入した「データ取扱者等名簿」を作成すること。

また、特定個人情報等を扱う業務の場合は、特定個人情報等を明確に管理するため、特定個人情報等を取り扱う者（以下「特定個人情報ファイル取扱者」という。）及び特定個人情報ファイル取扱者を統括する者（以下「特定個人情報ファイル取扱責任者」という。）についても併せて指定し、「データ取扱者等名簿」に記載すること。

なお、データ取扱者、データ取扱責任者、特定個人情報ファイル取扱者及び特定個人情報ファイル取扱責任者（以下「データ取扱者等」という。）は、守秘義務等のデータの取扱いに関する社内教育、又はこれに準ずる講習等を受講した者とし、その受講実績も併せて「データ取扱者等名簿」に記入すること。

#### （２）データ取扱者等への教育・周知計画

受注者は、データ取扱者等を対象とした、本契約での電子データ等の取扱いや漏えい防止等の教育及び周知に関する「データ取扱者等への教育・周知計画」を作成すること。

### (3) 電子データ等の取扱いにおける情報セキュリティ確保の措置計画

受注者は、本契約に係る電子データ等の取扱いに関し、電子データ等の保存、運搬、複製及び破棄並びに電子データ等の保管場所を変更する場合において実施する措置を記載した「データ取扱計画」を作成すること。「データ取扱計画」には、以下に示す措置を含めること。

- (ア) 本契約の作業に係る電子データ等を取り扱うサーバ、パソコン、モバイル端末について、アクセス制御及び脅威に関する最新の情報を踏まえた不正プログラム対策及び脆弱性対策を行うこと。
- (イ) 機密性2以上の電子データ等の取扱いは、発注者又は受注者のいずれかの管理下でない情報システム等(データ取扱者等の個人所有物であるパソコン及びモバイル端末を含む。)を用いることを原則として禁止し、必要がある場合は発注者の許可を得て用いること。
- (ウ) 電子データ等名称、データ取扱者名、授受方法、使用目的、使用場所、保管場所、保管方法、返却方法、授受日時、返却日時、特定個人情報等の有無等を記録する「データ管理簿」を整備すること。
- (エ) 機密性2以上の電子データ等の保存に、発注者又は受注者のいずれかの管理下でない情報システム等又は電磁的記録媒体(データ取扱者等が私的に契約しているサービス及びデータ取扱者等の個人所有物である電磁的記録媒体を含む。)を用いることを原則として禁止し、必要がある場合は発注者の許可を得て用いること。
- (オ) データ取扱責任者又は特定個人情報ファイル取扱責任者が、データ取扱者又は特定個人情報ファイル取扱者の作業に立ち会うなど適切な管理を行うこと。
- (カ) データ取扱責任者又は特定個人情報ファイル取扱責任者が、データ取扱者又は特定個人情報ファイル取扱者が作業を終了し作業場所を離れる際は、データの持ち出しの有無を厳重に検査すること。
- (キ) 機密性2以上の電子データ等を電子メールにて送信する場合には、暗号化を行うこと。

### (4) 外部設置における情報セキュリティ確保の措置計画

受注者は、発注者が指定する場所以外に情報システム機器を設置(外部設置)し、本契約に係る電子データ等を取扱う場合は、情報セキュリティ確保のために、部外者

の侵入等の意図的な情報漏えい等を防止する措置を記載した「外部設置における情報セキュリティ措置計画」を作成すること。「外部設置における情報セキュリティ措置計画」には以下に示す措置を含めること。

- (ア) 情報システムにアクセス（一般向けに提供されているウェブページへのアクセスを除く。）する作業は、受注者の管理下にあり、部外者の立入りが制限された場所において行うこと。
- (イ) 電子データ等を取り扱うパソコン、モバイル端末等について、盗難、紛失、表示画面ののぞき見等による漏えいを防ぐための措置を講ずること。また、それらの措置を講じていないパソコン、モバイル端末等を用いた作業を制限すること。
- (ウ) 入退室記録、作業記録等を蓄積し、不正の検知、原因特定に有効な管理機能を備えること。

#### (5) 外部接続における情報セキュリティ確保の措置計画

受注者は、発注者が指定するネットワーク以外のネットワークへ接続（以下「外部接続」という。）し、本契約に係る電子データ等を取扱う場合は、情報セキュリティ確保のために、外部のネットワークからの侵入や改ざんを防御する措置を記載した「外部接続におけるセキュリティ措置計画」を作成すること。「外部接続におけるセキュリティ措置計画」には、以下に示す措置を含めること。

- (ア) 外部接続箇所にファイアウォールを設置し、不要な通信の遮断を行うこと。
- (イ) 外部接続箇所に侵入検知システムを設置し、ネットワークへの不正侵入の遮断を行うこと。
- (ウ) 外部接続箇所で不正な通信を検出した場合、発注者へ通報を行うこと。

#### (6) 情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合における対処手順

受注者は、本契約に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合に備え、事前に連絡体制を整備し、発生した場合の対処手順を記載した「情報セキュリティ侵害時対処手順」を作成すること。「情報セキュリティ侵害時対処手順」には、以下に示す対処を含めること。

- (ア) 作業中に、情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがあると判断した場合には、直ちに、発注者に、口頭にてその旨第一報を入れること。発注者への第一報は、

情報セキュリティインシデントの発生を認知してから1時間以内に行うこと。

- (イ) 当該第一報が行われた後、発生した日時、場所、発生した事由、関係するデータ取扱者等を明らかにし、平日の午前9時から午後5時の間は1時間以内に、それ以外の時間帯は3時間以内に発注者に報告すること。また、当該報告の内容を記載した書面を遅延なく発注者に提出すること。
- (ウ) 発注者の指示に基づき、対応措置を実施すること。
- (エ) 発注者が指定する期日までに、発生した事態の具体的内容、原因、実施した対応措置を内容とする報告書を作成の上、発注者に提出すること。
- (オ) 再発を防止するための措置内容を策定し、発注者の承認を得た後、速やかにその措置を実施すること。

#### (7) 再委託における情報セキュリティの確保の措置計画

受注者は、本契約内容について一部再委託（更に順次行われる再委託を含む。）する場合、受注者が業務を実施する場合に求められる水準と同一水準の情報セキュリティ対策を再委託先において確保させる必要があり、再委託先における情報セキュリティの十分な確保を受注者が担保するとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するため、「再委託における情報セキュリティ措置計画」を作成すること。なお、特定個人情報等を取扱う業務を再委託したときは、発注者が行う再委託先の管理状況等の確認について、受注者は必要な協力を行うこと。

## 4.2 業務実施中における遵守事項

### (1) 「データ管理計画書」に基づく情報セキュリティ確保

「データ管理計画書」に記載した、データ取扱者等への教育・周知、電子データ等の取扱い及び作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置を実施すること。

### (2) データ管理簿への記録

受注者は、データ取扱者等が電子データ等を取り扱う場合、「データ管理簿」に記録し、データ取扱責任者に確認させること。また、特定個人情報等を扱う業務の場合、特定個人情報ファイル取扱責任者に併せて確認させること。

### (3) 「データ管理計画書」の変更

(ア) 受注者は、本契約に基づく請負作業中に、次の事項について作業開始前に提出した「データ管理計画書」の内容と異なる措置を実施する場合は、事前に「データ管理計画書」の変更について発注者に提出し、承認を得ること。また、承認された変更の内容を記録し保存すること。

- ・データ取扱者等の異動を行う場合
- ・データ取扱者等に対する教育・周知の計画を変更する場合
- ・電子データ等の取扱いに関する計画又は作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置を変更する場合
- ・再委託先及び再委託先の情報セキュリティ対策を変更する場合

(イ) 一時的に「データ管理計画書」とは異なる措置を実施する場合は、原則として事前にその旨を発注者へ提出し、承認を得ること。ただし、情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合など緊急を要する場合等の場合、受注者は、実施内容について事後速やかに発注者へ報告すること。

### (4) 業務の報告・監査等

(ア) 受注者は、発注者へ業務実施中の「データ管理計画書」の遵守状況について定期的に報告すること。

(イ) 受注者は、発注者が「データ管理計画書」に係る管理状況について監査を要請した時は、定期・不定期にかかわらず、これを受け入れること。

(ウ) 受注者は、「データ管理計画書」の評価、見直しを行うとともに、必要な改善策等について、発注者へ提案すること。

### (5) 情報セキュリティ対策の履行が不十分であった場合の対応

受注者の本契約に係る作業における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると発注者が判断した場合、受注者は発注者と協議の上、必要な是正措置を講ずること。また、是正措置の内容を「データ管理計画書」に反映させること。

## 4.3 業務完了時の遵守事項

### (1) データ返却等処理

受注者は、本契約に基づく業務が完了したときは、「データ管理簿」に記録されている全てのデータについて、返却、消去、廃棄等の措置を行うものとし、処理の方法、日時、場所、立会者、作業責任者等の事項を記した、「データ返却等計画書」を事前に発注者へ提出し、承認を得た上で処理を実施すること。

また、特定個人情報等を扱う業務の場合は、特定個人情報等であることを「データ返却等計画書」に明示すること。

### (2) 作業後の報告

受注者は、「データ返却等計画書」に基づく処理が終了したときは、その結果を記載した「データ管理簿」を発注者へ提出すること。

### (3) 情報セキュリティ侵害の被害に関する記録類の引渡し

受注者は、本契約の業務遂行中に情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある事象が発生した場合、4. 1 (6) に基づいて取得し保存している記録類を発注者に引き渡すこと。

## 4.4 記憶装置の修理及び廃棄等におけるデータ消去

受注者は、契約により発注者が利用する情報システム機器の修理及び廃棄、リース返却（以下、「廃棄等」という。）の場合、記憶装置から、全ての電子データ等を消去の上、復元不可能な状態にする措置（以下、「抹消措置」という。）を実施すること。

### (1) 抹消措置計画の作成

受注者は、「データ管理計画書」へ作業予定日時、作業予定場所、実施予定者氏名、データ完全消去区分、使用機材名・数量、データ消去対象記憶装置リスト、立会者などを記載した「抹消措置作業計画」を追加するとともに、必要に応じてその他の措置内容を変更したうえ、抹消措置実施日（賃貸借契約の場合は賃貸借期間満了日）の30日前までに発注者に提出し、承認を得ること。

また、賃貸借契約の場合は賃貸借期間満了日から30日以内に抹消措置実施日を設

定すること。

## (2) 抹消措置実施方法

ア マイナンバー利用事務系の領域において住民情報を保存する記憶媒体の抹消措置の方法

(ア) 当該媒体を分解・粉碎・溶解・焼却・細断などによって物理的に破壊し、確実に復元を不可能とすること。なお、対象となる機器について、リース契約による場合においても、リース契約終了後、当該機器の記憶媒体については、物理的に破壊を行うこと。

(イ) 職員が抹消措置の完了まで立ち会いによる確認を行う。ただし、庁舎外で抹消措置を行う場合は、庁舎内において、一般的に入手可能な復元ツールの利用によっても情報の復元が困難な状態までデータの消去を行い、職員が作業完了を確認した上で、委託事業者等に引き渡しを行い、委託事業者等が物理的な破壊を実施し、当該破壊の証拠写真が添付された完了証明書により確認できること。

イ 機密性2以上に該当する情報を保存する記憶媒体（上記アに該当するものを除く。）の抹消措置の方法

(ア) 一般的に入手可能な復元ツールの利用を超えた、いわゆる研究所レベルの攻撃からも耐えられるレベルで抹消を行うこと。

(イ) 庁舎内において、一般的に入手可能な復元ツールの利用によっても情報の復元が困難な状態までデータの消去を行い、職員が作業完了を確認した上で、委託事業者等に引き渡しを行い、抹消措置の完了証明書により確認できること。

ウ 機密性1に該当する情報を保存する記憶媒体の抹消措置の方法

(ア) 一般的に入手可能な復元ツールの利用によっても情報の復元が困難な状態に消去すること。

(イ) 庁舎内においてデータの消去を実施し、職員が作業完了を確認するなど適正な方法により確認できること。

エ I o T機器を含む特殊用途機器の抹消措置の方法

(ア) デジタル複合機などのI o T機器を含む特殊用途機器に保存された電子データ等の漏えいの対策について、国際標準に基づくセキュリティ要件と同等以上のセキュリティ要件とその要件に適合した第三者認証（「IT製品の調達におけるセキュリティ



要件リスト」適合製品など）を取得している機能を有する場合は、当該機能によるデータ消去をもって抹消措置とすることができる。

(イ) 庁舎内においてデータの消去を実施し、職員が作業完了を確認するなど適正な方法により確認できること。

### (3) 抹消措置の報告

受注者は、抹消措置実施日から30日以内に、作業日時、実施者氏名、データ完全消去区分、使用機材名・数量、データ消去対象記憶装置リスト、立会者及び全ての記憶装置について抹消措置前後の写真を添付した「抹消措置完了報告書」を発注者へ提出し、承認を得ること。

## 第5 情報システムの情報セキュリティ要件

受注者は、本契約により情報システムを導入する場合は、対象となる以下の項目を遵守すること。

### 5.1 侵害対策

#### (1) 通信回線対策

##### (ア) 通信経路の分離

不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置のネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネットワークを通信回線上で分離するとともに、業務目的、所属部局等の情報の管理体制に応じて内部のネットワークを通信回線上で分離すること。

##### (イ) 不正通信の遮断

通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上にて遮断する機能を備えること。

##### (ウ) 通信のなりすまし防止

情報システムのなりすましを防止するために、サーバの正当性を確認できる機能を備えるとともに、許可されていない端末、サーバ装置、通信回線装置等の接続を防止する機能を備えること。

##### (エ) サービス不能化の防止

サービスの継続性を確保するため、情報システムの負荷がしきい値を超えた場合に、通信遮断や処理量の抑制等によってサービス停止の脅威を軽減する機能を備えること。

#### (2) 不正プログラム対策

##### (ア) 不正プログラムの感染防止

不正プログラム（ウイルス、ワーム、ボット等）による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。

##### (イ) 不正プログラム対策の管理

システム全体として不正プログラムの感染防止機能を確実に動作させるため、当該

機能の動作状況及び更新状況を一元管理する機能を備えること。

### (3) 脆弱性対策

#### (ア) 構築時の脆弱性対策

情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。

#### (イ) 運用時の脆弱性対策

運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を効率的に実施する機能を備えるとともに、情報システム全体の更新漏れを防止する機能を備えること。

## 5.2 不正監視・追跡

### (1) ログ管理

#### (ア) ログの蓄積・管理

情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、発注者が指定する期間保管するとともに、不正の検知、原因特定に有効な管理機能（ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能等）を備えること。

#### (イ) ログの保護

ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能及び消去や改ざんの事実を検出する機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護（消失及び破壊や改ざんの脅威の軽減）のための措置を含む設計とすること。

#### (ウ) 時刻の正確性確保

情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。

## (2) 不正監視

### (ア) 侵入検知

不正行為に迅速に対処するため、情報システムで送受信される通信内容の監視及びサーバ装置のセキュリティ状態の監視等によって、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知する機能を備えること。

### (イ) サービス不能化の検知

サービスの継続性を確保するため、大量のアクセスや機器の異常による、サーバ装置、通信回線装置又は通信回線の過負荷状態を検知する機能を備えること。

## 5.3 アクセス・利用制限

### (1) 主体認証

情報システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、情報システムにアクセスする主体の認証を行う機能として、ID／パスワードの方式を採用し、主体認証情報の推測や盗難等のリスクの軽減を行う機能として、パスワードの複雑性及び指定回数以上の認証失敗時のアクセス拒否などの条件を満たすこと。

### (2) アカウント管理

#### (ア) ライフサイクル管理

主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が用いるアカウント（識別コード、主体認証情報、権限等）を管理（登録、更新、停止、削除等）するための機能を備えること。

#### (イ) アクセス権管理

情報システムの利用範囲を利用者の職務に応じて制限するため、情報システムのアクセス権を職務に応じて制御する機能を備えるとともに、アクセス権の割り当てを適切に設計すること。

#### (ウ) 管理者権限の保護

特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。

## 5.4 機密性・完全性の確保

### (1) 通信経路上の盗聴防止

通信回線に対する盗聴行為や利用者の不注意による情報の漏えいを防止するため、通信内容を暗号化する機能を備えること。

### (2) 保存情報の機密性確保

情報システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を備えること。また、保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な機器に保存できないようにすることに加えて、保存された情報を暗号化する機能を備えること。

### (3) 保存情報の完全性確保

情報の改ざんや意図しない消去等のリスクを軽減するため、情報の改ざんを検知する機能又は改ざんされていないことを証明する機能を備えること。

## 5.5 情報窃取・侵入対策

### (1) 情報の物理的保護

情報の漏えいを防止するため、記憶装置のパスワードロック、暗号化等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。

### (2) 侵入の物理的対策

物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置（重要情報を扱う装置）については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。

## 5.6 障害対策（事業継続対応）

### (1) システムの構成管理

情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成（ハード

ウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報）が記載された文書を提出するとともに文書どおりの構成とし、加えて情報システムに関する運用開始後の最新の構成情報及び稼働状況の管理を行う方法又は機能を備えること。

## (2) システムの可用性確保

サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として1日を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。

## 5.7 サプライチェーン・リスク対策

### (1) 受注者（再委託先含む）において不正プログラム等が組み込まれることへの対策

情報システムの構築において、発注者が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。

### (2) 調達する機器等に不正プログラム等が組み込まれることへの対策

機器等の製造工程において、発注者が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。

## 5.8 利用者保護

### (1) 情報セキュリティ水準低下の防止

情報システムの利用者の情報セキュリティ水準を低下させないように配慮した上でアプリケーションプログラムやウェブコンテンツ等を提供すること。

### (2) プライバシー保護

情報システムにアクセスする利用者のアクセス履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三者に送信されないようにすること。